



発行 東京都

目次

告示

○食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録取消し.....

.....(福祉保健局健康安全全部健康安全課).....

○都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....

公告

○開発行為に関する工事完了.....

.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....

.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

告示

●東京都告示第千百六十号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)

第十八条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

令和四年八月十六日

東京都知事 小池百合子

名称

所在地

取消年月日
(廃止年月日)

工学院大学工学部 新宿区西新宿一丁目 令和四年三月三十日
応用化学科食品衛生管理者・食品衛生監視員養成課程 目二十四番二号 一日

●東京都告示第千百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十六日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

北町豊玉

二 変更の区間

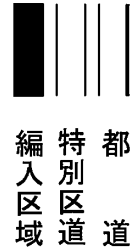
練馬区北町六丁目千五百十二番四地先から同所千五百七番二地先まで

三 変更の概要

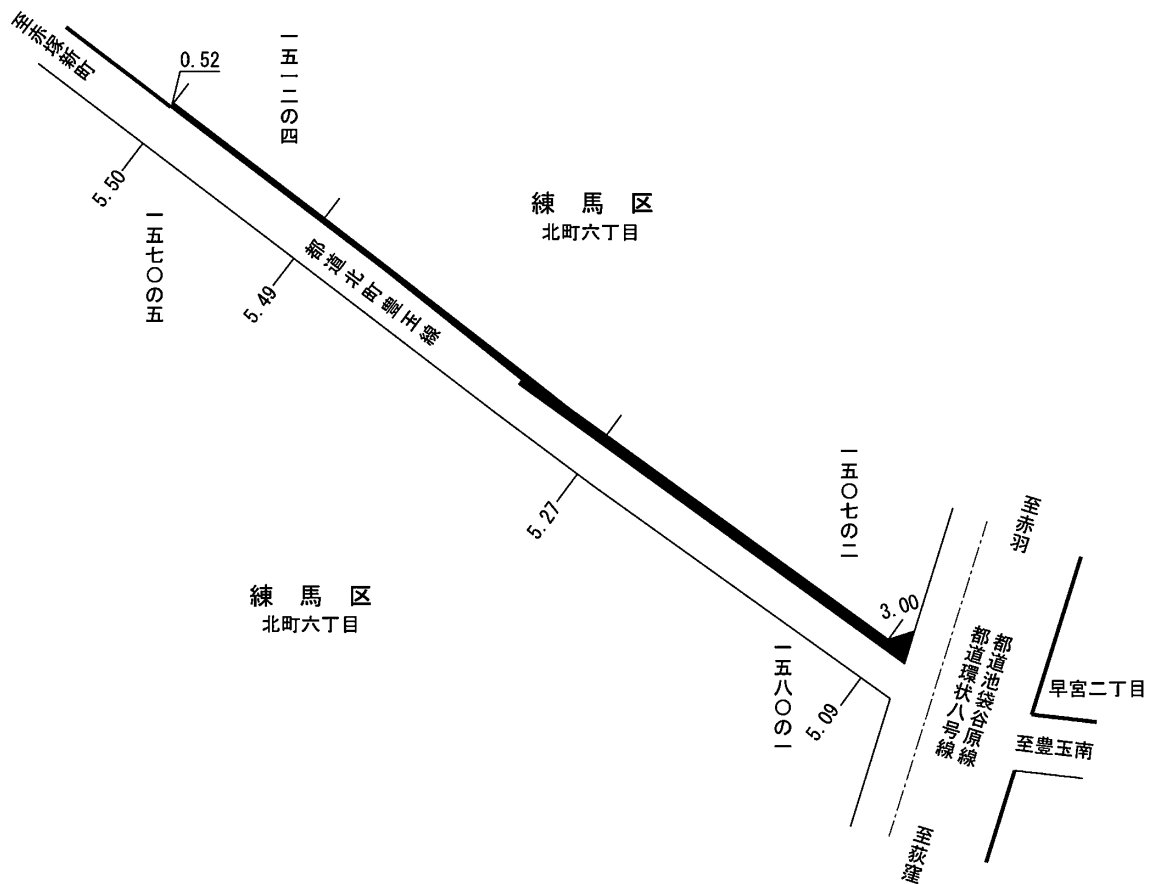
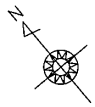
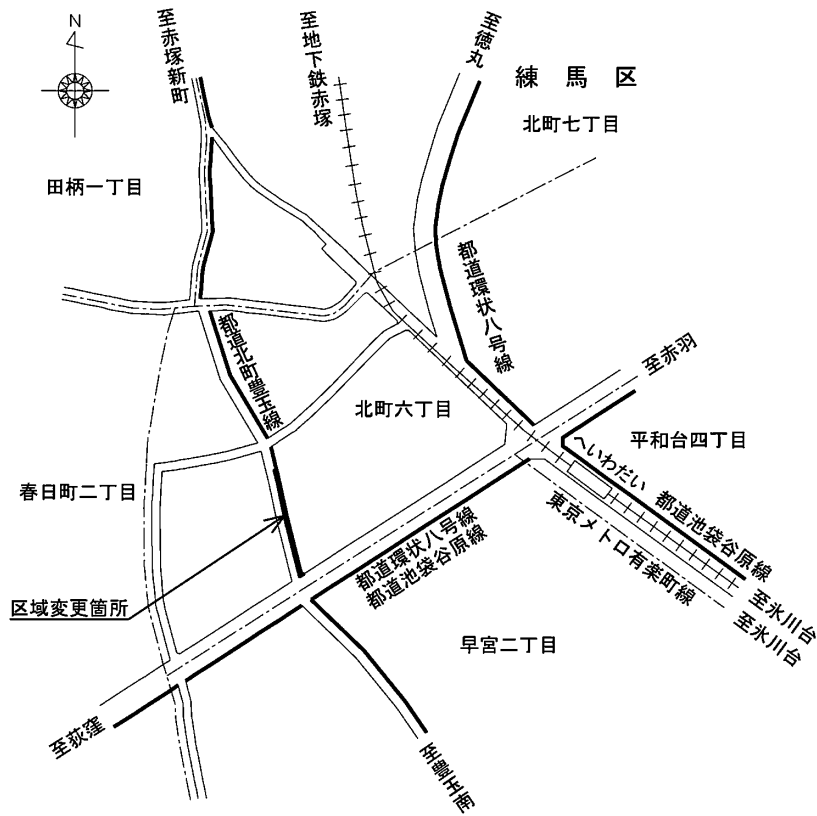
別図表示のとおり

別図

都道北町豊玉線区域変更略図
練馬区北町六丁目地内



延長 一〇〇・二五メートル
面積 八六・五一平方メートル



公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年八月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市本町一丁目六百八
番八、同番十三、同番十四、
番七号
六百十番三、同番五、同番六、
六百十一番三、同番四、同番
八及び同番九
浅見 正雄

東久留米市八幡町二丁目三百
三十七番一の一部
東久留米市八幡町二丁目三
番十六号
小寺 章三

府中市白糸台二丁目六番三の
一部、同番七、同番八の一部、
番地の十
同番十、同番十三、同番十七
及び二十七番十
鹿島 幸子

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年八月十六日

一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
多慶屋ビル

二 店舗所在地
台東区台東四丁目三十三番二号

三 設置者名
株式会社多慶屋

四 意見

ア 聴取者
台東区長

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
令和四年七月二十八日

五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間
令和四年八月十六日から同年九月十六日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例（平成元年東京都条例第十号）に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

